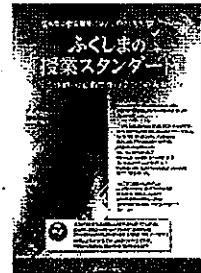


確かな学力

1 主体的・対話的で深い学びの実現を目指す授業づくり

新学習指導要領に基づいて、目標、指導内容を3つの柱で構造的にとらえるとともに、「何のために学ぶのか」を明らかにし、具体的な目指す子どもの姿を明確にして単元（題材）及び本時のねらいを設定する。また、身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力を育成したりして、各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせ、自立的、協働的な学習の過程を重視した授業づくりを進めることが大切である。

- ふくしまの「授業スタンダード」に基づく授業づくり
 - ・ 単元の目標の把握、子どもの実態の把握、教材の価値の把握を進め、単元全体を見通した指導計画、評価計画を立てる。
 - ・ 授業における教材との出会いを大切に、「問い」や「思い・願い」を引き出す工夫を行う。
 - ・ 解決の見通しや活動の計画を立てる段階を重視し、子どもが主体的に自力解決に取り組むことができるようにする。
 - ・ 対話的な学びを重視し、ペアやグループでの解決の場面では、思考を可視化する工夫、考えが深まる教師のコーディネートに努める。
 - ・ 「何を学んだのか」「どのように学んだのか」の視点で子ども自身が自覚的に学びを振り返る場面を設定し、確かな理解と定着を促す。
- 個に応じたきめ細かな指導の充実
 - ・ 子ども一人一人の学習状況の見取りを工夫し、「深い学び」へ導くコーディネートに努める。
 - ・ 課題の見られる単元において習熟度別指導やT・Tなどを効果的に取り入れるなど、少人数教育のよさを生かした指導方法を工夫・改善する。



2 主体的な学習を支える基盤づくり

- ふくしまの「家庭学習スタンダード」の活用
 - ・ 学習習慣や生活習慣の確立に向け、保護者の理解を促しながら、学校及び家庭における学習の連続性をもたせる工夫を行う。
 - ・ 家庭学習の目標の設定や実施、振り返りなどのR-PDCAサイクルを通して、子どもに「自己マネジメント力」を身に付けさせる。
- 「学び方」「学習規律/習慣」の確立
 - ・ 学びに向かう基本的な態度や心構え、話し方、聞き方など授業の約束事を、子どもの発達段階を踏まえて共通実践する。
- 子どもの主体性を生かした読書活動の推進
 - ・ 司書教諭等を中心に、学校全体で協力体制をとりながら、子どもや教員のニーズに応じた図書の実用を図り、読書活動が充実する魅力ある図書環境をつくる。



3 組織的な学力向上策の推進

- 学力向上グランドデザインの改善と推進
 - ・ 課題解決に向けた具体的な手立てやそれを具現化する場面や時期、評価の指標や方法を位置付けるなど、グランドデザインの実質的な改善を図る。
- 学力調査等の結果を受けた、機能的なPDCAサイクルの構築
 - ・ 各評価用テスト等を活用したショートスパンのPDCAサイクルと各学力調査を活用したロングスパンのPDCAサイクルを機能させ、全校体制での取組を進める。

4 教師の指導力向上のための体制づくり

- 目指す子どもの姿に基づく校内研修の充実
 - ・ 学校課題を明確にし、教員が共通の目指す子どもの姿をもちながら指導実践することで、主体的な研修が進められるように工夫する。
- 「互見授業」による教員の学び合いの推進
 - ・ 深めたい指導の工夫を焦点化して授業を参観し、授業改善への取組が日常的に行われるように授業研究会のあり方などを工夫する。*

*「校内研修改善に向けた4つの提案」 平成28年3月 福島県教育センター

豊かなこころ

1 心に響く道徳教育の推進

- 指導内容の重点化と指導計画の改善
 - ・ 子どもや学校、地域の実態を踏まえ、学校における重点目標を設定するとともに、指導内容の重点化を図る。「別業」の作成にあたっては、各教科等における道徳教育の指導の「内容と時期」が明確になるよう工夫する。
 - ・ 主題の設定と教材の配列を工夫し、「自校ならでは」の指導計画の具現化を図る。作成にあたっては、「ふくしま道徳教育資料集」等の地域素材を積極的に位置付け、活用する。
- 「特別の教科 道徳」の時間の量的確保、質的改善
 - ・ 道徳の「特別の教科化」の趣旨を踏まえ、年間35時間（小1は34時間）の道徳科の授業を確実に実施するとともに、「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」等を取り入れることで、子どもの心に響く多様な指導方法を工夫する。
 - ・ 評価の視点や方法、評価のために収集する資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通理解・共通実践を図る。また、評価について保護者に説明する機会を設けることで、家庭と連携した道徳教育の効果的な推進が図れるように努める。
- 保護者や地域と連携した道徳教育の推進
 - ・ 保護者や地域の人たちが授業を参観する機会を設けるとともに、参加したり協力したりするような指導体制を工夫することで、各校の道徳教育の目標の具現化を図る。

2 多様な体験活動・交流活動の工夫

- 学校や子どもの実態、発達段階等に応じた体験活動、交流活動の充実
 - ・ 集団宿泊活動、文化芸術体験活動や地域と連携した奉仕体験活動、自然体験活動等の充実を図るとともに、活動の成果を各教科の指導等に生かすことで、自己の生き方についての考えを広げたり深めたりする機会とする。
 - ・ 地域の大人や子ども、高齢者、障がいのある人たち等と触れ合う機会の充実を図ることで、心を耕し、思いやりや郷土愛、規範意識等をはぐくむ。
- 望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育の充実
 - ・ 地域と連携しながら社会体験活動、職場体験活動等の充実を図ることで、子どもたち一人一人のキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を効果的に支援する。

3 児童生徒理解に基づく生徒指導の充実

- 不登校の未然防止・早期発見等のための組織的な取組
 - ・ 「新たな不登校を生まない」という意識を全教職員で共有し、日常の観察や対話による実態把握に努め、不登校の未然防止や早期発見、早期対応、早期解決に努める。
 - ・ 不登校の状態にある子どもへの支援について、長期的・短期的な視点を持ち、チームでの対応の充実を図る。
- いじめ根絶に向けた組織的な取組
 - ・ いじめは人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという認識を全教職員で共有し、「学校いじめ防止基本方針」を基に組織的、実効的な取組の充実を図る。
 - ・ 子どもの立場に立った積極的な「いじめの認知」に努めるとともに、保護者に対して積極的に情報提供するなどして理解と協力を得ながら、早期対応、早期解決に努める。
- 教育相談の充実とSC、SSW等との効果的な連携
 - ・ 子どもとの信頼関係の醸成に努め、教員一人一人がカウンセリングマインドをもって相談支援にあたるとともに、教員間の連携を深めるなど校内支援体制の確立に努める。
 - ・ SCやSSW、外部関係機関と連携しながら、チームとして個に応じた支援ができるように、校内のコーディネート力の向上を図る。
- 情報モラルに関する指導の充実
 - ・ 子どもの発達の段階に応じて5分野の内容をもれなく扱えるよう教育課程を編成するとともに、情報社会における行動に伴う責任と危険性についての理解を促す。
 - ・ SNSの適切な利用方法について、外部講師などを効果的に活用するなどして、具体的に実効的な指導を行えるよう工夫する。

健やかな体

1 進んで運動に取り組む態度の育成

- **運動の楽しさや喜びを実感させる工夫**
 - ・ 各種の運動(種目)を通し、その運動(種目)自体がもつ楽しさを十分に味わわせる指導を実践する。
 - ・ 運動技能の習得や向上など、子どもが自分の変容などに気づき、自己の成長を実感できる場面を設定する。
 - ・ 子どもが身に付けたり向上させたりした「動き」などが、実生活にも役立つことを気付かせることで実践意欲を高める。
 - ・ 小学校では、「小学校体育専門アドバイザー派遣事業」を活用し、体育専門アドバイザーとの体育的活動等を通し、運動の楽しさや喜びを味わわせる。
- **子ども一人一人の運動量が十分に確保された授業の工夫**
 - ・ 授業1単位時間(小学校：45分、中学校50分)の限られた時間内で一定の運動量を確保するための工夫をする。
 - * 「順番待ち」の時間をできるだけ少なくする工夫
 - * 「移動の際は走るようにする」など、同じ場面でも、より運動量が増す工夫
 - ・ グループ等での話し合いなどを通して「思考力・判断力・表現力」を育てながら、子どもの運動量を確保できるよう、授業における進行管理の意識をもつ。

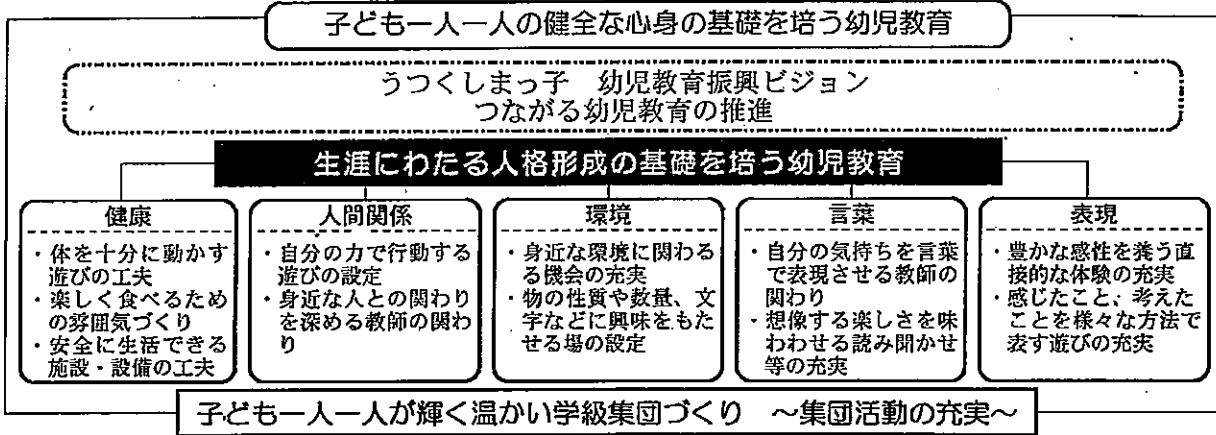
2 体力向上のための組織的な取組

- **子どもが主体的に体力向上に取り組む体力向上推進計画の改善**
 - ・ 「体力向上推進計画書」の作成にあたっては、子どもが主体的に体力向上に取り組む態度が育成されるよう内容を吟味し、自校の課題等を明確にした具体的で実効性のある計画書にする。
- **業間活動や部活動等の体育的活動の充実**
 - ・ 「授業以外の体育的活動」を充実させるため、体育主任を核として、全教職員の役割分担を明確にし、協力して取り組む。
 - ・ 子どもが意欲的・主体的に運動に取り組むよう、目標のめたせ方や自己の変容が自覚できる振り返る活動に工夫を加える。
 - ・ 子どもが進んで運動に取り組み、体力の向上を図ることができる運動場の場の設定を工夫する。

3 健康で安全な生活の実践につながる指導の充実

- **身近な問題を取り入れた保健・安全指導の工夫**
 - ・ 子どもを取り巻く身近な健康課題に着目し、課題を解決したり、その解決方法を身に付けさせたりする。
 - ・ 身近に起こった出来事から、その発生要因や防止策について理解させ、安全な生活を営む資質や能力を育てる。
- **望ましい食習慣を育成するための食育の推進**
 - ・ 食育推進コーディネーターを中心に家庭や地域と連携を図り、学校給食(給食指導)を活用し、食に関する指導を効果的に推進する。
 - ・ 規則正しい食事と栄養のバランスのとれた食事、年齢・発達段階や身体活動に適した過不足のない食事の大切さを理解させる。
 - ・ 地域の行事や地域の人々との関わりを通し、身近な食材や地域の食文化に関心をもち、郷土食や行事食を味わい、地域の気候や風土に根ざした食文化を理解させる。
- **自ら考え行動できる放射線・防災教育の推進**
 - ・ 子どもが主体的に学び、知識や技術を身に付けるだけにとどまらず、災害時にはその知識や技術を生かし、自他の生命を守り、安全を確保できる力を育成する。
 - ・ 地域や関係機関と連携し、防災訓練などの体験や実習を通し、実践力を高める指導を工夫する。

幼児教育の充実



1 発達の時期にふさわしい指導計画の作成

- ◎ 長期的・短期的な見通しをもった指導の計画
 - ・園の実態や子ども一人一人の発達の実情を踏まえ、長期的・短期的な見通しをもった指導計画を作成する。
- ◎ 各年齢の目指す子どもの姿の設定
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基にした各年齢の子どもの姿を設定することにより、ねらい、指導、評価の整合性を図った指導計画を作成する。
- 子どもの意識や興味・関心の連続のある活動の設定
 - ・子どもの実態及び子どもを取り巻く状況の変化に即して、指導の過程を工夫する。特に、短期的な指導計画においては、子どもの意識や興味・関心の連続性のある活動を設定する。

2 主体的・対話的で深い学びを実現する保育の展開

- 多様な体験ができる教材の工夫
 - ・子どもの発達の実情や興味・関心等を踏まえながら、多様な体験ができる教材を工夫したり、環境を構成したりする。
- ◎ 試行錯誤や考える過程の重視
 - ・遊びを通して試行錯誤したり、考えたりする過程を十分に受け止め、子どもが身近な環境に主体的に関われるようにする。また、遊びが連続・発展する教師の関わりを工夫する。
- 人との関わりが深まる活動の充実
 - ・集団生活の中で、子ども同士や身近な人との関わりが深まる活動を充実させる。

3 よさや可能性に目を向けた評価の工夫・活用

- 幼児理解に基づく子どもの実態把握
 - ・指導の過程を振り返りながら幼児理解を進め、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かす。
- ◎ 見取りに基づく情報交換や意見交換
 - ・保育を通して見取った子ども一人一人の状況を、「目指す子どもの姿」に照らして教師相互に情報交換・意見交換し、次の指導の改善を図る。

各年齢の目指す子どもの姿の設定（例）

※は参考文献等

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※)を基にした各年齢における目指す子どもの姿を設定し、計画に基づく子どもの姿を視点として日々の指導の改善を図る。

例 「健康な心と体」における子どもの姿の設定

(自園の子どもの実態に即して下線を検討し、4歳児及び3歳児の目指す姿を設定)

5歳児 幼稚園（保育所の）生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出す。

4歳児 幼稚園（保育所の）生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせて行動し、自ら健康で安全に生活する。

3歳児 幼稚園（保育所の）生活の中で、自分のやりたいことを体を十分に働かせて行い、健康で安全に生活する。

※ 幼稚園教育要領（平成29年3月 文部科学省） 保育所保育指針（平成29年3月 厚生労働省） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月 内閣府 文部科学省 厚生労働省）

特別支援教育の充実

※は参考文献等

1 全教職員による校（園）内支援体制の充実

- ◎ 特別支援教育コーディネーターを中心とした実効的な支援体制づくり
管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に、校（園）内委員会やケース会議等を実施して具体的な支援策を検討するとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の間で役割分担を明確にして実践する。また、支援策の定期的な評価や見直しを行う。
- 校内研修の活性化
特別支援教育に関する研修受講者による伝達講習や演習の実施、インターネットによる研修講義、外部講師を活用するなどして、障がい特性の理解や必要な支援等を理解し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な資質の向上を図る。
- 特別支援の視点を生かした環境設定・指導の工夫
支援を必要とする子どもにとって分かりやすい授業は全ての子どもにとっても分かりやすい授業であることを意識し、通常の学級においても落ち着いた教室環境の整備、学習目標・学習課題の設定、発問や板書の仕方など、具体的な指導の工夫を行う。
支援を必要とする子どもの特性の理解と個別の支援、全ての子どもが互いの特性を理解し合い、助け合ってともに成長しようとする集団づくりをバランスよく行う。
※「【参考資料】主体的・対話的で深い学びの実現に向けて」（県北教育事務所）

2 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進

- ◎ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用の推進
 - ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用
本人、保護者の参画や意見等を丁寧に聴いたり、複数の教職員、関係機関（医療、保健、福祉等）と連携したりすることにより、子どもの教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」を作成する。また、合理的配慮の内容を明記し、個に応じた適切な支援と評価を行いながら、見直し、引き継ぎを行い、活用する。
 - ・ 「個別の指導計画」の作成・活用
各教科等の指導計画や「個別の教育支援計画」の内容を踏まえ、子どもの「よいところ、できるところ」や特性を的確に把握し、自立活動や各教科等の指導目標や内容、支援方法を明確にした「個別の指導計画」を作成する。また、計画・実施・評価・改善を繰り返し行い、加筆、修正をして活用する。
- ◎ 本人、保護者との合意形成に基づく合理的配慮の提供
本人、保護者から必要な配慮の意思表明を積極的に聴いたり、もしくは教師、学校から必要な配慮を提案したりして、建設的に話し合う。どのような場面で、どのような配慮ができるのか、互いに合意した上で実施する。
- 関係機関との連携、特別支援学校のセンター的機能の活用
家庭との信頼関係を大切にし、学習や生活上の課題について共通理解を図る。また、「個別の教育支援計画」などを活用して、医療、保健、福祉等の関係機関との連携や通級指導教室の教職員と子どもの在籍する学校・学級の教職員との定期的な情報交換、進級・進学時の引継ぎ等を積極的に実施し、一貫性のある具体的な支援に努める。
インクルーシブ教育システム推進事業において、特別支援学校のセンター的機能を活用するなどして、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の授業や支援の充実に生かす。
- 交流及び共同学習の推進
障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に活動する機会を意図的・組織的・計画的に確保することにより相互理解を図り、社会性や豊かな人間性を育てる。また、担任間の共通理解、校内の学習支援体制を整え、一人一人に必要な合理的配慮を提供し、双方の子どもにどのような教育効果があるのかを明確にした上で実施する。

※発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月文部科学省）